

## 資料 2-1

### 1990年循環器疾患基礎調査追跡調査 追跡マニュアル

まず、下記のものが同封されているか、お確かめください

- 1 1990年循環器疾患基礎調査者フォロー対象者リスト及び前回住所判明者リスト
- 2 フォロー調査票人数分
- 3 住民基本台帳法の抜粋
- 4 住民票請求書類のサンプル
- 5 研究班長（上島弘嗣教授）から市町村宛の依頼書
- 6 受領書ハガキ
- 7 送信返信用封筒
- 8 市町村役場宛てラベル（附、市町村毎対象者人数一覧表）
- 9 岩手医大宛発送ラベル

注）10 1990年循環器疾患基礎調査追跡対象者名簿CD（ファイルメーカーアプリケーション）  
につきましては、後日送付いたします。

- 11 経理処理に関する書類
- 12 FDD（各市町村役場連絡先一覧、ファックス書式）

#### 目次

#### A. 書類説明

- 0 班員ID及び担当地区
- 1 1990年循環器疾患基礎調査受診者リスト（フォロー対象者）
- 2 フォロー調査票について
- 3 住民基本台帳法のコピー
- 4 住民票請求書類のサンプル
- 5 研究班長（上島弘嗣教授）から市町村宛ての依頼書
- 6 受領書ハガキ
- 7 送信返信用封筒
- 8 市町村役場宛てラベル
- 9 岩手医大宛発送ラベル
- 10 1990年循環器疾患基礎調査対象者名簿CD（ファイルメーカー）

#### B. 生死の確認に関する追跡調査の方法・調査票の記述の仕方

- 1 生死に関する追跡調査の原則
- 2 生死に関する追跡調査の方法
  - 追跡調査の概略
  - 調査方法の詳細
    - 1, 住民票の請求
    - 2, 「フォロー調査票」の完成
    - 3, 転出者の追跡
    - 4, 「在籍」「転出」「死亡」が確定できない場合
    - 5, 不明の場合
    - 6, 送付期限
    - 7, 連絡体制

## A, 書類説明

### 0 班員 ID

担当班員について、去年同様別紙1の通りIDを付与しました。書類に記入の際には、IDをご使用ください。また、対象地区については別紙2に作成しておりますのでご確認ください。

### 1 1990年循環器疾患基礎調査受診生存者リスト（フォロー対象者）

今回調査する方々の名簿です。調査地区ごとに名簿を作成してあります。氏名が対象者の方々の名前で、現在年齢は平成12年時の年齢です。個人IDは、調査票の個人番号と同一のものがふられています。住民票請求時や回収時のチェックなどにお使いくください。

### 2 フォロー調査票について

フォロー調査票は、1の調査対象者リストに示した対象者と対応していますので、調査対象者リストに記載した人数分が送付されています。フォロー調査票の数および記載内容がリストと合致しない場合は速やかにご連絡下さい。

フォロー調査票の色は、藤色と黄色の二種類あります。平成12年8月現在で65歳未満の対象者を藤色、65歳以上の対象者を黄色としました。この色分けは後日65歳以上の対象者についてADL調査を行うためのものです。今回の「生死の確認に関する追跡調査」はこの区分に関係なく調査を実施してください。

なお、調査票および調査対象個人情報について問い合わせが必要な場合は、下記の【調査票の内容】の2の個人番号と3の(1)の追跡対象者氏名を添えてお知らせ下さい。

#### 【調査票の内容】

- 1, 調査票の中央には、調査地区の都道府県と市町村名が明記されています。
- 2, 調査票の左上には事務局が付けた個人番号が明記されています。
- 3, 調査票の最初の枠線内には、1990年の基礎調査時の「1990年循環器疾患基礎調査個人情報」と「1995年追跡情報」を記載しています。  
記載されている内容 (1) 追跡対象者氏名  
(2) 性別  
(3) 1990年循環器疾患基礎調査時の世帯主  
(4) 1990年循環器疾患基礎調査時の年齢  
(5) 生年月日と現在の年齢

### 3 住民基本台帳法の抜粋

住民基本台帳法の第十一条、第十二条を抜粋したものです。ここに書かれていますように何人でも不当な理由でない限り住民票を請求できます。もし市町村の方から問い合わせがあれば、調査の主旨を説明したうえ、この台帳法に基づいて行っていることを言ってください。

### 4 住民票請求書類のサンプル

当該の市町村役所に提出する申請書のサンプルです。

- (1) 「3. 住民票（除票）を必要とする対象者」一覧として、1990年循環器疾患基礎調査受診生存者リストを複写していただいでご利用されても結構です。
- (2) 「5. 交付していただいた書類の最終処理」は、各先生方の手を経て、最終的には中央事務局（滋賀医大）に集まりますので、このように記述させていただきました。
- (3) 「8. 照会および返送先」の所を各班員の先生の住所・名前に変えていただければよろしいかと思えます。そして所属印を捺印して各役所に請求してください。大学印・学長印が捺印してあると、国公立大学の場合、住民票交付の手数料が免除になる場合があります。

5 研究班長（上島弘嗣教授）から市町村宛での依頼書

各先生方が当該の市町村役所に請求される際には、この依頼書を複写して添付してください。複数枚用意しましたが、市町村の数は入っていません。

6 受領書ハガキ

調査票等の資料一式を受領したことを確認していただき、折り返し追跡事務局（岩手医大）の方へ送り返して下さい。

7 調査票返信用封筒

返信用封筒は複数入っています。住民票（除票）請求が完了した地区から（出来たところから）順次追跡事務局（岩手医大）へ送り返して下さい。

8 市町村役場宛てラベル

市町村役場の住所を印刷してあります。左には行政コードと個人IDが印刷されています。請求に使われる場合は市町村ごとに切り分けてお使いください。また、全市町村の役場の住所、電話番号をエクセルのファイルにまとめてありますので、ラベルの枚数が足りなくなった場合や担当以外の地区の役場に請求する場合に参照してください。

9 岩手医大宛発送ラベル

10 1990年循環器疾患基礎調査追跡対象者名簿CD（担当別）

調査対象者のリストがファイルメーカーの書式で保存されます。調査票の形式で打ち出すことも可能です。確認にお使ください。（後日別送します）

B、生死の確認に関する追跡調査の方法・調査票の記述の仕方

1 生死に関する追跡調査の原則

- (1) 本生死に関する追跡調査は、追跡調査対象者の住民票（在籍、転出）および除票（死亡）をもって行います。
- (2) 追跡対象者の住民票および除票は必ず「フォロー調査票」の裏に貼付してください。
- (3) 調査対象者の生死が確認できなかった場合は必ずその理由を「フォロー調査票」に詳細に記入してください。
- (4) 調査対象者への直接的な接触はどのような形であれ行うことはできません。

注；住民票は削除されてから5年間保存する事が法律上で義務づけられています。本年は初回調査からちょうど5年ですので全員申請可能です。

2 生死に関する追跡調査の方法

追跡調査の概略

- (1) 当該市町村への住民票の請求
- (2) 追跡調査対象者の現住所の確定
- (3) 「フォロー調査票」への必要事項の記載と住民票・除票の貼付
- (4) 追跡事務局（岩手医大）への送付（書留便）

## 調査方法の詳細

### 1 住民票の請求

住所が分かりましたら、各市町村区役所に住民票請求を行って下さい。自治省行政局振興課編集の「全国市町村要覧」（第一法規 3800 円）には全国の市町村役所の連絡先がのっています。CD の中にエクセル形式にて市町村役場の連絡先を載せる予定ですので、こちらをお使いになられてもかまいません。

添付した「住民基本台帳法」にありますように「何人も請求可能」です。請求先の役所から問い合わせがあるかも知れませんが、この調査の組織および目的等を説明して下さい。

調査対象者が死亡・転出されていたら住民票の代わりに除票が送られてきます。

住民票請求の手料は市町村によって100～500円とまちまちです。市町村役場へ問い合わせてください。手数料は全て郵便為替で請求時に同封してください。返信用封筒（切手添付）を必ず入れて下さい。

厚生省の研究の一環である旨を説明した場合や、国公立大学の大学印がある場合は、住民票（除票）の交付手数料が免除になる場合があります。ただ役所によってケース・バイ・ケースなので必ず免除になるとは一概には言えません。

返信用封筒の左下に行政コードなどを記入しておくことで戻ってきたときに整理しやすいと思われれます。

請求書類のサンプルを資料として本マニュアルに同封しましたので参照してください。

### 2 「フォロー調査票」の完成

住民票あるいは除票が申請先の役所から送付されてきたら、本人かどうかを確認したうえで、次の手順にしたがって事務局へ「フォロー調査票」を送付して下さい。そのときに「1990年循環器疾患基礎調査個人情報」の記載に誤りがありましたら、赤で訂正してください。

#### (1) 在籍（初回調査（1995年）と同一地に居住している追跡対象者）

A 住民票の氏名、生年月日、性別、現住所に色マーカーで線を引いてください。

B 調査票の在籍欄に変更の有り無しをチェックし、変更があれば（多くの場合は調査票の記載ミスです）現住所を転記してください。変更がなければ住所は記入しないでください。（別紙参照）番地のみの変更でも転出扱いになります。

C 住民票の裏側と調査票の裏側をのりで貼り合わせてください。

#### (2) 死亡（追跡期間の間に亡くなった追跡対象者）

A 住民票の氏名、生年月日、性別、死亡年月日に色マーカーで線を引いてください。

B 除票の裏側と調査票の裏側とを貼り合わせてください。また、死亡された市町村（死亡地）を確定して、変更の有り無しをチェックし、変更があればその住所を転記して下さい。変更がなければ住所は記入しないでください。

注 死亡された方には次の2つが考えられます。

① 初回追跡調査（1995年）と同一市町村内で亡くなられた方（除票が初回調査地にある方）

= 在籍死亡

② 初回追跡調査（1995年）から転出されて亡くなられた方（除票は初回調査地でない方）=

転出死亡

死亡地を確定しないと死因の照合が不可能なため注意願います。

### 3 転出者の追跡

転出者については、自分の担当区域外へ転出していた場合でも所在が明らかになるまで追跡してください（除票の転出先をたどることで追跡できます）。複数回転出を繰り返すような対象者でも9月末までに追跡完了できるようにお願いします。

- 4 「在籍」「転出」「死亡」が確定できない場合、どこまで追跡できたかを明確にしてください。追跡できなかった場合として以下のものが考えられます。

① 住民票請求を行ったが「該当無し」としてもどってきた場合

住宅地図、電話帳等で調査したが、判明しなかった場合、どこまで調べたのか、なぜ駄目だったのかを記述して下さい。また、5年の保存を経過し、削除された可能性もありますが、この場合これ以上追えませんので「該当なし」として処理してください。前回調査の調査票を参照したい場合には中央事務局（滋賀医大）に問い合わせてください。その他不明な点がありましたら、追跡事務局（岩手医大）までFAXにてご連絡ください。別紙にFAX用紙見本を提示します。

上記のいずれの場合も当該役所から回答がきます。その回答（住民票請求結果）を調査票の裏にはり、その地区の住宅地図も添えて送り返して下さい。調査票の不明欄に理由を記述してください。

1995年調査の住所は手入力なので、記載ミスの可能性もあります。役所によっては、間違った住所で請求しても、「誰々と思われます」と親切に教えてくださるところもあります。

その他いくつかの理由で「該当なし」として戻ってきます。その理由を調査票の不明欄の備考に詳細に記述して、住宅地図と一緒に送り返してください。

② 「職権削除」として戻ってきた場合

役所が、ある一定期間において本人の居住の確定ができない場合、役所の権利で住民票を削除したときに記載されます。この対象者はそもそも追跡できない方なので調査対象者から外しますが、当該役所からの回答（職権削除の除票）を「フォロー調査票」に添付して送り返して下さい。

5 不明の場合

原理的にはすべて追跡可能なはずですが、上記の手順の結果、生死が全く不明の場合は他の調査票同様追跡事務局（岩手医大）へお送りください。こちらから自治医大へ問い合わせを行います。

本調査に許されている時間は限られていますので、役所宛での請求は出来るだけ早めをお願いします。また昨年度の調査では、住民票の発行について消極的な役所で申請をしばらく放置する例が見られましたので、一定期間経過後再度請求を行ってみてください。

不明者の調査がどのように行われたかすなわち、住宅地図や電話帳等で調べられたのか、あるいは住民票・除票は申請出来たかを必ずお知らせください。

6 調査票提出期限

平成12年9月末日までに 岩手医科大学衛生学公衆衛生学に送付  
住所コンピュータ入力完了後（於：岩手医大）  
滋賀医科大学福祉保健医学にオリジナルとファイルを送付

## 7 事務局への連絡方法

今回の調査に関連することについては、追跡事務局宛てに問い合わせてください。ただし、追跡事務局（岩手医大）では前回の調査票は保管してありませんので、前回の調査票に関連したことは中央事務局（滋賀医大）宛てに問い合わせてください。

ファックスの書式を追跡事務局用と中央事務局用の二つ用意します。

情報の流れは次のようになっております。それぞれ、FAX（書式あり）にてお願いします。

追跡事務局（岩手医大） （対象者の生存者追跡：岩手医大公衆衛生学（担当 小野田、勝山））  
電話 (019)651-5111(3373) FAX(019)623-8870

↓↑

分担研究者の先生方

↓↑

中央事務局（滋賀医大） （ADL追跡調査：滋賀医大福祉保健医学（担当 早川、岡村））  
電話 (077)548-2191 FAX(077)543-9732

# フォロー調査票

95結果

班ID

個人番号

地区

行政コード

## 1990年循環器疾患基礎調査個人情報

調査対象者氏名 \_\_\_\_\_ 生年月日 \_\_\_\_\_  
性別 \_\_\_\_\_ 現在年齢 \_\_\_\_\_ 歳 (7月末日現在)  
90調査時世帯主 \_\_\_\_\_ 調査時年齢 \_\_\_\_\_ 歳

前回調査時住所 \_\_\_\_\_

不明 死亡 転出 在籍

追跡年月 平成12年 月

※最終住民票の発行月を記入して下さい。

住所を記載する場合は都道府県名から建物名、号室まで全て転記して下さい

現住所

変更なし  
変更あり

※前回調査時住所と同一の場合、住所は記入しないで下さい。

転出先住所 1

再転出 在籍

転出先住所 2

再転出 在籍

転出先住所 3

在籍

死亡年月日 平成 年 月 日

死亡地住所 変更なし  
変更あり

※前回調査時住所と同一の場合、住所は記入しないで下さい。

該当なし → 当該役所からの回答を裏面に貼付して下さい。

住宅地図による調査 有 無  
電話帳による調査 有 無

職権消除 → 職権消除の除票を裏面に貼付して下さい。

備考：

※住民票・除票は裏面に貼付して下さい。

チェック欄

資料 2-2

各調査地域の追跡人数

	死亡	在籍	転出	合計(在+転)	不明	
北海道	札幌市北区		21	5	26	
	札幌市豊平区		18		18	
	札幌市南区	1	8	2	10	
	札幌市手稲区	1	14	6	20	
	函館市		4	1	5	
	函館市	1		1	1	
	江別市		43	3	46	
	千歳市	1	21	3	24	
	旭川市	1	28	5	33	
	旭川市	1	10	4	14	
	士別市	2	29	4	33	
	登別市	2	42	6	48	
	沙流郡平取町		2	10	12	1
	北見市	1	12		12	
	紋別郡滝上町	1	19	9	28	
(合計)	12	271	59	330	1	
青森県	八戸市		9	8	17	
	西津軽郡鯨ヶ沢町	2	26		26	1
	むつ市		20	4	24	2
	三戸郡田子町	2	25	6	31	
(合計)	4	80	18	98	3	
岩手県	岩手郡西根町	1	43	2	45	
	大船渡市	2	17	5	22	
(合計)	3	60	7	67	1	
宮城県	仙台市宮城野区		19	3	22	1
	太白区		19	4	23	
	石巻市	1	27	5	32	
	多賀城市		6	8	14	1
	刈田郡蔵王町		46		46	1
	黒川郡富谷町	2	43	3	46	9
(合計)	3	160	23	183	12	
秋田県	北秋田郡鷹巣町	1	20	2	22	
(合計)	1	20	2	22		
山形県	山形市		38	2	40	
	尾花沢市		58	1	59	
(合計)	2	96	3	99	1	
福島県	福島市	3	41	6	47	
	郡山市		23	7	30	
	郡山市	1	63	3	66	
	岩瀬郡鏡石町	1	34	4	38	
	石川郡浅川町	1	44	1	45	
	双葉郡富岡町	2	7	9	16	1
	いわき市		5	1	6	1
	いわき市	1	29	2	31	1
(合計)	9	246	33	279	3	
茨城県	日立市	1	20	2	22	
	鹿島郡銚田町	3	59	3	62	
	行方郡牛堀町	2	26	11	37	
	竜ヶ崎市	4	61	3	64	
	土浦市	3	37	9	46	
	猿島郡三和町	1	41	3	44	
(合計)	14	244	31	275		

斎藤

岡山



		死亡	在籍	転出	合計(在+転)	不明
栃木県	栃木市	1	19	2	21	
	小山市	1	16	9	25	2
	大田原市	1	58		58	
	那須郡馬頭町	1	33	6	39	
(合計)		4	126	17	143	2
群馬県	前橋市	4	57	2	59	
	前橋市	3	54	7	61	
	高崎市		9	2	11	2
	太田市	1	32	2	34	
	新田郡尾島町		29	3	32	
	碓氷郡松井田町		17	7	24	
(合計)		8	198	23	221	2
千葉県	千葉市	1	7	1	8	1
	市川市	1	4	4	8	1
	松戸市	1	14	3	17	
	印旛郡白井町		13	2	15	
	銚子市	5	19	2	21	
	長生郡白子町	1	23	9	32	
	夷隅郡大原町	2	45	4	49	
	流山市		6		6	
	習志野市		11	2	13	
(合計)		11	142	27	169	2
埼玉県	浦和市		21	7	28	
	大宮市		29		29	
	上尾市		2	2	4	
	新座市		7	2	9	
	桶川市		8		8	
	草加市		8	2	10	
	草加市		4		4	
	川越市		21	4	25	
	入間郡毛呂山町	5	57		57	
	飯能市		14	3	17	
	秩父郡荒川村	1	21	1	22	
	北葛飾郡庄和町		29	3	32	1
	越谷市		6	4	10	
	幸手市		28	6	34	
狭山市		10	2	12		
(合計)		6	265	36	301	1
東京都	千代田区		13	2	15	1
	港区	1	15	5	20	1
	新宿区		8		8	
	新宿区		14	2	16	
	墨田区	1	24		24	
	江東区	2	11	2	13	
	品川区		7	2	9	
	品川区	1	12		12	
	目黒区	4	16	3	19	
	大田区		4		4	
	大田区		8		8	1
	世田谷区		5		5	
	世田谷区	1	16		16	2
世田谷区		15		15	5	
渋谷区		11	1	12		

中村

柴田

	死亡	在籍	転出	合計(在+転)	不明
中野区		4		4	
中野区		8	2	10	2
杉並区	1	7	3	10	1
杉並区			3	3	1
豊島区		11	4	15	2
北区		13		13	
板橋区		5		5	2
板橋区		12		12	1
板橋区		24		24	2
練馬区		15	3	18	
練馬区		10	2	12	1
足立区	1	21	5	26	
足立区		4		4	1
葛飾区	1	5	1	6	
葛飾区		15	1	16	1
葛飾区		14		14	
青梅市		18	2	20	
八王子市	1	21	1	22	
日野市		34	1	35	
多摩市		13	3	16	
調布市		4	1	5	
三鷹市		7	1	8	
三鷹市		9		9	1
田無市		19	2	21	
保谷市		11	9	20	
福生市	1	12	3	15	
(合計)	15	495	64	559	25
神奈川県 横浜市神奈川区	1	12	1	13	2
横浜市中区	1	5	1	6	
横浜市南区	2	28	3	31	1
横浜市旭区		13		13	3
横浜市磯子区	2	11	17	28	
横浜市港北区		12		12	2
横浜市青葉区		3		3	
川崎市川崎区	2	8	3	11	
川崎市中原区	1	18	7	25	1
川崎市高津区		20	4	24	2
川崎市多摩区	1	13		13	
横須賀市		20	6	26	1
藤沢市	1	19	1	20	
小田原市	2	14	5	19	1
相模原市	1	8	3	11	
三浦市		10	2	12	5
厚木市		9	3	12	1
(合計)	14	223	56	279	19
新潟県 新潟市	2	43	7	50	
新潟市		18	3	21	
新潟市	2	20	10	30	1
北蒲原郡京ヶ瀬村	4	37	3	40	
西蒲原郡巻町		36	1	37	
三条市		46	4	50	
岩船郡神林村	2	33		33	
佐渡郡相川町	3	30	2	32	
(合計)	13	263	30	293	1

養輪

		死亡	在籍	転出	合計(在+転)	不明	
富山県	高岡市	2	35	6	41		
	(合計)	2	35	6	41		
					0		
石川県	金沢市	1	19	2	21	1	
	小松市	1	27	1	28	1	
	加賀市		58	3	61		
	(合計)	2	104	6	110	2	
山梨県	甲府市		13	1	14		澤井
	東八代郡八代町	1	12	8	20	3	
	南巨摩郡早川町	3	39	4	43	1	
	南都留郡河口湖町		17		17	5	
	(合計)	4	81	13	94	9	
長野県	松本市	3	13	1	14		事務局
	長野市		21	1	22	1	
	(合計)	3	34	2	36	1	
福井県	福井市	1	38	5	43	2	寺尾
	坂井郡坂井町	1	42	3	45		
	勝山市	1	36	1	37		
	(合計)	3	116	9	125	2	
岐阜県	大垣市		31	4	35		
	関市		41	4	45		
	関市	2	46	1	47		
	中津川市	2	39	3	42		
	(合計)	4	157	12	169		
静岡県	静岡市	3	50	1	51	5	堀部
	浜松市		2	1	3		
	沼津市		43	9	52		
	清水市	1	30	4	34		
	焼津市	1	25	2	27		
	掛川市	6	28	5	33		
	磐田郡竜洋町		49	1	50		
	(合計)	11	227	23	250	5	
愛知県	名古屋市東区	2	26	4	30		
	名古屋市西区	3	22	2	24		
	名古屋市中村区	2	18	4	22		
	名古屋市瑞穂区		17	4	21		
	豊橋市	1	32		32		
	額田郡幸田町		55	2	57	1	
	一宮市	1	37	4	41		
	瀬戸市	4	31	2	33		
	豊川市		37	6	43	1	
	海部郡基目寺町		21	6	27		
	刈谷市		37	3	40		
	岩倉市	1	18	3	21		
	渥美郡田原町	3	66		66		
	(合計)	17	417	40	457	2	
三重県	松阪市	2	39		39		坂田
	度会郡玉城町	2	42	2	44		
	名張市		31	5	36		
	北牟婁郡紀伊長島町		9	1	10		
	(合計)	4	121	8	129		
滋賀県	大津市		13	4	17		寺尾
	甲賀郡石部町	1	43		43		
	(合計)	1	56	4	60		

		死亡	在籍	転出	合計(在+転)	不明	
京都府	京都市左京区	2	27	3	30	3	坂田
	京都市山科区		6	3	9		
	京都市南区	2	13	4	17	1	
	京都市右京区	1	34	3	37		
	京都市西京区	1	18	9	27	1	
	城陽市	1	16	2	18		
	相楽郡精華町		34	1	35	1	
	船井郡丹波町	3	38	2	40		
(合計)		10	186	27	213	6	
大阪府	大阪市此花区		16		16		坂田
	大阪市天王寺区	3	10	1	11		
	大阪市東淀川区	1	6	4	10		
	大阪市住吉区	3	14	6	20		
	大阪市東住吉区	1	12	4	16		
	大阪市西成区		7	1	8	1	
	大阪市淀川区		9	2	11		
	大阪市住之江区		18	1	19	1	
	堺市			3	3		
	堺市		26		26		
	東大阪市		12		12	1	
	摂津市		9	2	11	2	
	高槻市	2	12		12		
	枚方市	1	7	2	9	1	
	寝屋川市	1	30	1	31		
	守口市	1	15		15	3	
	南河内郡美原町	1	25	4	29	2	
	富田林市	2	32	4	36		
	和泉市		6	2	8	5	
	泉大津市	1	11	8	19		
門真市		12		12			
泉佐野市	3	27	2	29			
(合計)		20	316	47	363	16	
兵庫県	神戸市東灘区			2	2	1	坂田
	神戸市垂水区	1	7	1	8		
	神戸市垂水区	1	14	4	18	7	
	神戸市西区		17	4	21	5	
	姫路市		6	2	8		
	尼崎市	2	33	1	34		
	尼崎市		16	5	21		
	芦屋市	1	18		18	2	
	伊丹市	2	1	4	5		
	伊丹市		40	2	42	1	
	加古川市	1	38	4	42		
	加西市	3	36		36		
	揖保郡太子町	2	45	1	46		
神崎郡香寺町	7	66	1	67			
(合計)		20	337	31	368	16	
奈良県	奈良市	1	7		7	1	坂田
	橿原市		14	9	23	2	
(合計)		1	21	9	30	3	
和歌山県	和歌山市	1	22	10	32		坂田
	伊都郡九度山町		30	6	36		
	御坊市	2	31	3	34		
(合計)		3	83	19	102		

		死亡	在籍	転出	合計(在+転)	不明	
鳥取県	鳥取市		5	5	10		児玉・笠置
	米子市		41		41		
	安来市	4	55		55	5	
	江津市		25	3	28	3	
	(合計)	4	126	8	134	8	
岡山県	岡山市		12		12	1	坂田
	岡山市	5	65	1	66	1	
	倉敷市		3	1	4	9	
	倉敷市	2	41	5	46	2	
	津山市	3	30	3	33		
	備前市	5	46	2	48		
(合計)	15	197	12	209	13		
広島県	広島市南区		10	1	11	1	児玉・笠置
	呉市	3	27	5	32		
	御調郡御調町	5	48	4	52		
(合計)	8	85	10	95	1		
山口県	光市	3	42	6	48		児玉・笠置
	宇部市	1	5	4	9		
	宇部市	2	28	8	36		
	厚狭郡山陽町	3	18	7	25		
	長門市	5	69	6	75		
(合計)	14	162	31	193			
徳島県	徳島市		11	10	21	5	事務局
(合計)		11	10	21	5		
香川県	木田郡三木町	3	53	6	59		
	綾歌郡飯山町		46	1	47	1	
(合計)	3	99	7	106	1		
愛媛県	松山市		36	12	48		
(合計)		36	12	48			
高知県	高知市	1	7		7		事務局
	高知市	4		5	5		
	安芸市	2	20	5	25		
	高岡郡佐川町	4	36	3	39		
(合計)	11	63	13	76			
福岡県	北九州市小倉南区		23		23		上田
	北九州市若松区	1	23	8	31		
	北九州市八幡東区	1	12	6	18	3	
	北九州市八幡西区	2	15	4	19	2	
	北九州市戸畑区		8	1	9		
	福岡市東区		31	1	32		
	福岡市西区			19	19	1	
	大牟田市	1	49	12	61		
	遠賀郡芦屋町		25	5	30		
	嘉穂郡穂波町		2	19	21	1	
	久留米市	7	28	3	31		
	大川市	5	26		26		
	(合計)	17	242	78	320	7	
佐賀県	杵島郡江北町	1	30	7	37		事務局
(合計)	1	30	7	37			
長崎県	長崎市	3	49	6	55		
	西彼杵郡野母崎町	1	27	18	45		
	諫早市		29	5	34		
	平戸市	2	28	5	33	1	
(合計)	6	133	34	167	1		

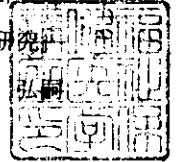
		死亡	在籍	転出	合計(在+転)	不明	
大分県	別府市		32	2	34		寺尾
	大野郡野津町	1	25	3	28		
	下毛郡邪馬溪町		64		64		
(合計)		1	121	5	126		
熊本県	熊本市	3	35	1	36		上田
	宇土市	2	9	6	15	1	
	八代郡鏡町	4	38	4	42		
	水俣市	6	92	4	96		
(合計)		15	174	15	189	1	
宮崎県	宮崎市		7	7	14	1	上田
	串間市	1	18	4	22		
	日向市	2	22	3	25	4	
(合計)		3	47	14	61	5	
鹿児島県	鹿児島市	1	24	14	38		斎藤
	加世田市	4	28	5	33	1	
	薩摩郡宮之城町	3	28	1	29		
	始良郡始良町	2	15	8	23		
	肝属郡東串良町	4	20	4	24		
	熊毛郡中種子町	1	24	11	35		
(合計)		15	139	43	182	1	
沖縄県	那覇市	2	10	1	11	6	事務局
	浦添市		20	2	22		
(合計)		2	30	3	33	6	
		339	6875	987	7862	184	

平成 12 年 7 月 21 日

各都道府県 }  
                  } 長 殿  
各市町村区 }

厚生科学研究補助金「国民の代表集団による高齢者の  
ADL、生活の質低下の予防に関するコホート研究」

主任研究者 上島 弘嗣



この度、平成 12 年厚生科学研究費補助金（長寿科学総合研究事業）の助成を受け、別紙の通り、「国民の代表集団による高齢者の ADL、生活の質低下の予防に関するコホート研究（NIPPON DATA）」研究を行うことになりました。

平成 2 年（1990 年）循環器疾患基礎調査実施後の生死の把握、もしくは移動の時期及び死亡時期に関する調査を住民票（除票）で行っています。

つきましては、実施計画書の研究者名簿の各研究員を通じて貴職所管部局に協力依頼がありました節は、よろしくお取り計らい頂きますようお願い申し上げます。

平成 年 月 日

殿

**長寿科学総合研究事業  
国民の代表集団による高齢者のADL、生活の質低下の予防  
に関するコホート研究」班**

住民票（除票）の交付について（申請）

私達は、**長寿科学総合研究事業 国民の代表集団による高齢者のADL、生活の質低下の予防に関するコホート研究**として、厚生省の平成2年度循環器疾患基礎調査受診者のフォロー調査を実施しております。対象者につきまして、現時点での生死の確認を行うために、住民票もしくは除票による生死の確認を行っております。つきましては、住民基本台帳12条に基づき、住民票（除票）の交付を申請いたします。

記

1. 目的

本研究の目的は、厚生省平成2年度循環器疾患基礎調査受診者の現在の生死・健康状態を追跡することにより、基礎調査の受診データと死亡・寝たきりの状況の関連を明らかにし、寝たきり・死亡の予防策の構築を行うことにあります。具体的には住民票を手掛かりに対象者が貴町村に在籍されているのか、転出されているのか、または死亡されているのかを確認し、基礎調査の受診データと平成12年時の生死、死因の関係を明らかにすることが必要です。

また人口動態データベースを参照することにより、死因の同定をする許可を申請中です。

2. 研究者の氏名

**長寿科学総合研究事業 国民の代表集団による高齢者のADL、生活の質低下の予防に関するコホート研究班**

(代表) 調査班長 上島 弘嗣 (国立滋賀医科大学福祉保健医学講座 教授)



3. 住民票（除票）を必要とする対象者  
別紙を参照してください。

4. 調査事項の利用範囲

本調査により知り得た事項は、学術研究目的のために利用する他には一切使用しません。  
また、調査対象者氏名、住所など交付された書類により知り得た内容については、如何なる者にも漏洩しません。

5. 交付していただいた書類の最終処理

- |              |                        |
|--------------|------------------------|
| (1) 保管場所     | 滋賀医科大学福祉保健医学講座教室内      |
| (2) 保管責任者    | 上島弘嗣（滋賀医科大学福祉保健医学講座教授） |
| (3) 保管期間     | 研究終了後1年以内              |
| (4) 保管期間後の処置 | 保管期間終了後直ちに焼却           |

6. お願い

除票の保管期間は5年とされていますが、もしそれ以前のものにつきましても調査可能な  
ら交付していただければ幸かと存じます。

7. 手数料

郵便為替で 円同封しております。

8. 照会および返送先

（ここは各研究者の氏名・所属住所になります。）

〒520-21 大津市瀬田月輪町

滋賀医科大学福祉保健医学講座 上島弘嗣

電話 077-548-2191

以上

## 住民基本台帳法

### (住民基本台帳の閲覧)

第十一条 何人でも市町村長に対し、住民基本台帳の閲覧を請求することができる。

- 2 前項の請求は、請求事由その他自治省令で定める事項を明らかにしてしなければならない。ただし、自治省令で定める場合には、この限りでない。
- 3 市町村長は、第一項の請求に対し、政令で定めるところにより住民基本台帳に代えて、住民基本台帳又はその一部の写し（第六条第三項の規定により磁気テープをもって住民票を調製することにより住民基本台帳を作成している市町村にあっては、当該住民基本台帳又はその一部に記録されている事項を記載した書類。第四十四条において同じ。）を閲覧に供することができる。
- 4 市町村長は、第一項の請求が不当な目的によることが明らかなきとき又は住民基本台帳の閲覧により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがあることその他の当該請求を拒むに足りる相当な理由があると認めるときは、当該請求を拒むことができる。

### (住民票の写し等の交付)

第十二条 何人でも、市町村長に対し、住民票の写し（第六条第三項の規定により磁気テープをもって住民票を調製している市町村にあっては、当該住民票に記録されている事項を記載した書類。以下同じ。）又は住民票に記載をした事項に関する証明書（以下「住民票記載事項証明書」という。）の交付を請求することができる。

- 2 前項の請求は、請求事由その他自治省令で定める事項を明らかにしてしなければならない。ただし、自治省令で定める場合には、この限りでない。
- 3 市町村長は、第一項の住民票の写しの交付の請求があったときは、特別の請求がない限り、第七条第四号、第五号及び第九号から第十三号までに掲げる事項の全部又は一部の記載を省略した写しを交付することができる。
- 4 市町村長は、第一項の請求が不当な目的によることが明らかなきときは、これを拒むことができる。
- 5 第一項の請求をしようとする者は、郵便により、同項の住民票の写し又は住民票記載事項証明書の送付を求めることができる。

「長寿科学総合研究事業研究者名」

・主任研究者

上島 弘嗣 滋賀医科大学福祉保健医学講座 教授

・分担研究者

飯田 稔 大阪府立成人病センター

上田 一雄 九州大学医療技術短期大学部 教授

岡山 明 岩手医科大学衛生学公衆衛生学講座 教授

笠置 文善 財団法人放射線影響研究所 統計部 主任研究員

児玉 和紀 広島大学医学部保健学科健康科学基礎看護学講座 教授

澤井 廣量 社団法人日本循環器管理研究協議会 理事・事務局長

斎藤 重幸 札幌医科大学医学部 内科学第二 講師

柴田 茂男 女子栄養大学臨床栄養学研究室 教授

坂田 清美 和歌山県立医科大学公衆衛生学 助教授

堀部 博 椋山女学園大学生生活科学部食品栄養科栄養保健学研究室 教授

簗輪 眞澄 国立公衆衛生院疫学部 部長

寺尾 敦史 滋賀県今津保健所 副所長

中村 好一 自治医科大学保健科学講座 教授

顧問

飯村 攻 札幌鉄道病院 顧問

柳川 洋 埼玉県立大学 副学長

・事務局

岡村 智教 滋賀医科大学福祉保健医学講座 助教授